

令和 7 年度

学校危機管理マニュアル



岸和田市立春木中学校

住 所 〒596-0021 大阪府岸和田市松風町 10 番 65 号

電 話 072-423-0006 FAX 072-423-0007

E-Mail j209g@haruki-j.kishiwada.ed.jp

URL <http://haruki-j.kishiwada.ed.jp/>

目 次

1	学校危機管理の基本的方針（予防と対応）	2
2	気象災害への対応	5
3	地震への対応	6
4	津波への対応	7
5	地震および津波発災時の避難措置	8
6	新条小への避難経路図・避難誘導體制	10
7	事故・急病時の対応	11
8	不審者への対応	13
9	食物アレルギーへの対応	14
10	給食の事故への対応	15
11	いじめへの対応	16
12	虐待への対応	17
13	セクシャル・ハラスメントへの対応	18
14	Jアラートによるミサイル発射情報への対応	19

1

学校危機管理の基本方針（予防と対応）

1 目 的

- (1) 子どもと教職員の生命を守る
 (2) 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守る
 (3) 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守る

2 危機管理の法的根拠

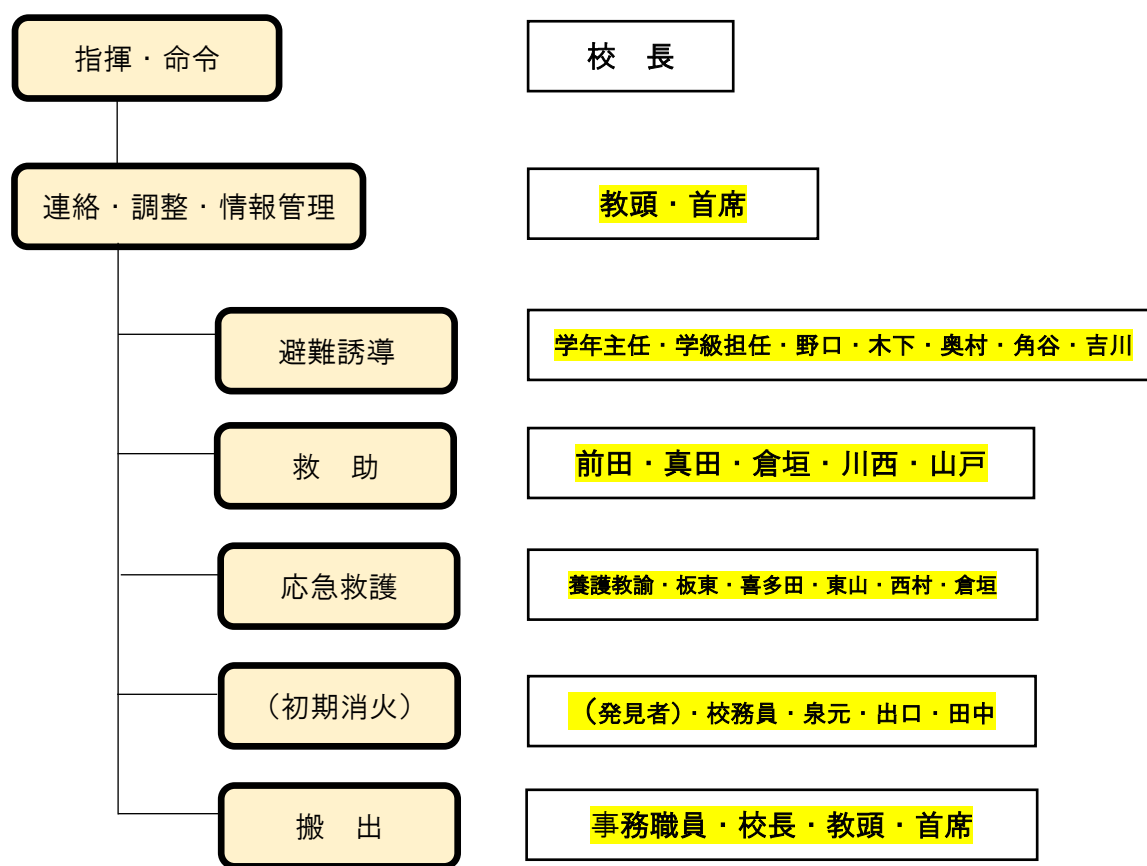
【学校保健安全法】

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 想定される危機の種類 ～予防策構築の観点～

分 類	内 容
学習活動	授業等
	学校行事
	部活動
	その他
登下校	交通事故
	不審者
健 康	感染症
	アレルギー
	食中毒
問題行動	非 行
	いじめ
災 害	火災・自然災害等
施設設備	施設設備
教職員	不祥事
	健康管理
	事 故
教育計画	教育課程
財 務	資金管理
	会計処理
情 報	個人情報
	情報システム
業務執行	保護者
	威力業務妨害
	広報・報道

4 危機管理組織図



5 危機発生時の下校措置

分 類	対応方法	想定される事態
ランク1	放課後の活動を中止にして、生徒全員を下校させる	大雨や暴風、洪水、高潮、高温や大雪など、状況の悪化が予測される場合
ランク2	職員引率のもと、町別のグループで集団下校させる	不審者の徘徊、地震や異常気象で校内での生徒の安全確保が困難な場合
ランク3	保護者に迎えにきてもらう(学校待機・保護者への引き渡し・関係機関への協力依頼)	大規模災害等で教員引率の集団下校が困難な場合、警察等各関係機関からの指導で下校を止められた場合
ランク4	臨時休校、授業中止、授業時間の繰り上げ、もしくは繰り下げなど、生徒の安全確保を最優先した対応	校区または近隣で凶悪犯が徘徊、校区に避難指示、高齢者等避難、特別警報または暴風警報が発令、震度5弱以上の地震が発生した場合

6 動員態勢

分 類	人 数	動員される職員
警戒	管理職 (2名)	校長、教頭
A号	職員の4分の1 (9名)	校長、教頭、首席、児童生徒支援 Co、学年主任、学年副主任
B号	職員の2分の1 (21名)	校長、教頭、首席、児童生徒支援 Co、学年主任、学年副主任、校務員、養護教諭、通常学級担任
C号	全職員 (37名)	非常勤講師、ALT、SC、特別支援教育支援員、図書館Coを除く全職員

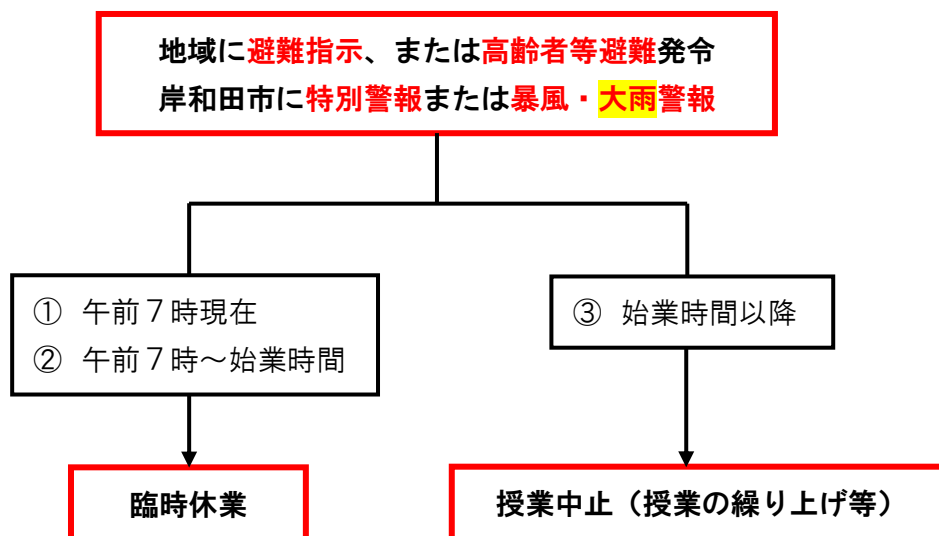
7 町別の引率態勢（※年度当初の職員配置をもとに決定します）

町名	引率者	町名	引率者
大国町	泉元	磯上町1丁目	藤原幸・奥村
大小路町	出口	磯上町2丁目	山戸・國領
宮本町	角谷・井上	磯上町3丁目	北西・大月
北浜町	藤原政	磯上町4丁目	仁賀木
南浜町	野口	磯上町5丁目	西村・真田
新港町	板東	磯上町6丁目	川西・出嶋
泉町	細江・坂上	松風町	森・木下
泉団地	五島・倉垣・田中	戎町	前田
本町	辻川	八幡町	東山・喜多田
中町	金子	木材町	徳満
元町	相田	学校で対応	中野・鹿野・大門
宮川町	薄田	指揮	松本
若松町	手束	連絡・調整	富士松・谷久保

2

気象災害への対応

(1) 臨時休業または授業の繰り上げになる場合



- ☐ 臨時休業等の対応について、生徒・保護者へ事前[※]に文書を配布
- ☐ 臨時休業または授業の繰り上げの措置時は、保護者へメールを配信して連絡
- ☐ 市教委・総務課へ臨時休業報告（書式あり）
- ☐ 給食は中止（午前7時以降に上記の警報発令時は学校給食課へFAX かメールで報告）
- ☐ 既に登校している生徒の下校措置

(2) 原則として平常どおり授業を行う

岸和田市に 洪水警報 波浪警報 高潮警報

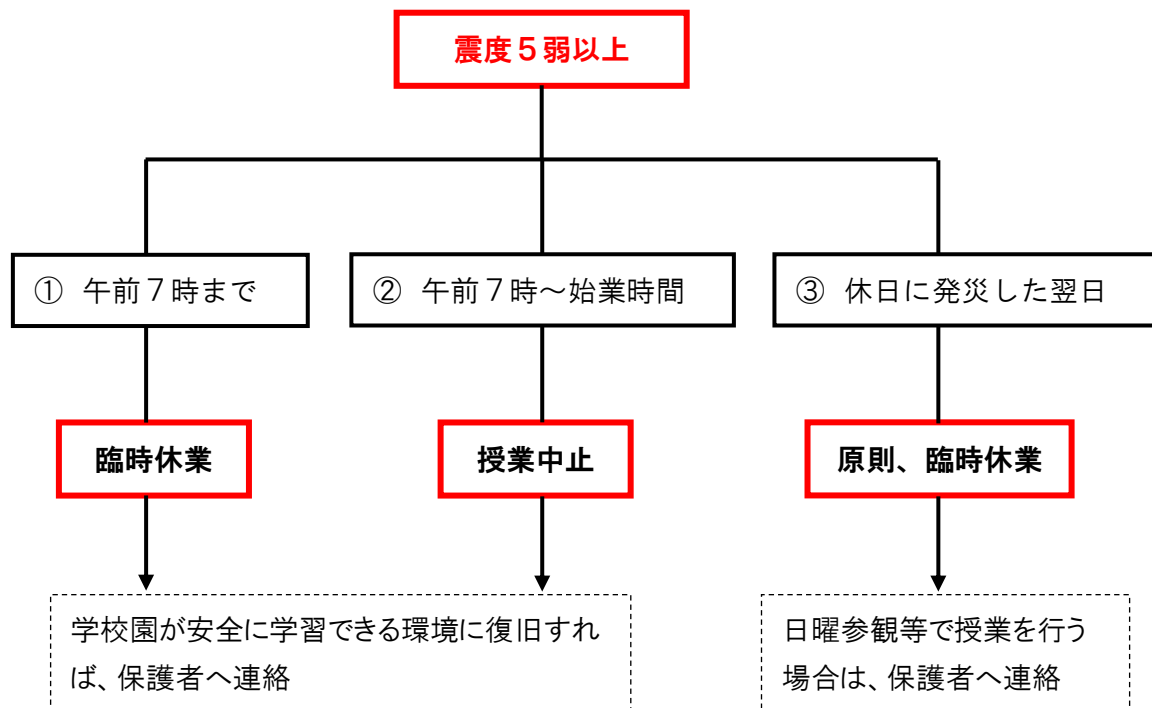
※ 生徒の安全確保上問題が生じる恐れがあると学校長が判断した場合は、臨時休業（事前に市教委へ連絡）・授業時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる

- ☐ 市教委・総務課へ臨時休業を決定する前に連絡して確認
- ☐ 臨時休業または授業の繰り上げを行うときは、上記(1)の対応のとおり

3

地震への対応

(1) 臨時休業または授業中止になる場合



- ☐ 施設の被害状況や周辺の様子を把握
- ☐ 臨時休業等の措置時は、メールや無線等で保護者へ発信
- ☐ 市教委・総務課へ状況報告
- ☐ 給食は中止

(2) 原則として平常どおり授業を行う

震度4以下

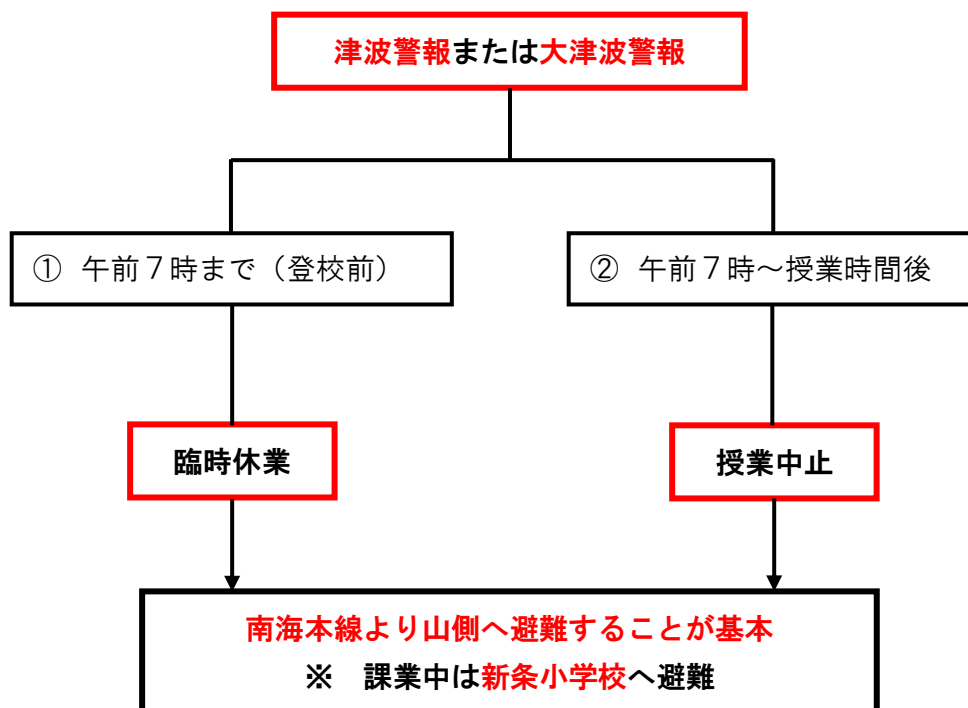
※ 余震の状況、学校施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う

- ☐ 臨時休業の際は、校長が状況を判断し、市教委・総務課へ報告した上で対応する
- ☐ 臨時休業で給食を中止する場合は、学校給食課に連絡する

4

津波への対応

(1) 臨時休業または授業中止になる場合



- ☐ 南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中）は、警報発令時は授業中止
- ☐ 給食も中止

(2) 原則として平常どおり授業を行う

津波注意報

※ 余震の状況、学校施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う

- ☐ 臨時休業の措置をとる場合は、校長が市教委・総務課へ事前に報告する
- ☐ 臨時休業で給食を中止する場合は、すみやかに学校給食課へ連絡する

(1) 授業中に発生したとき

措置の流れ	教職員・生徒の動き	留 意 点
1 一時避難	① 担任等による一時避難の指示 ② 大きな揺れが収まるまで一時避難を継続	☐ 頭部を保護 ☐ 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難 ☐ 指示が聞こえるように冷静にさせる
2 非常放送	① 管理職が避難指示 ② 非常用放送設備を使用	☐ 大きな揺れが収まってから避難を指示する ☐ 拡声器、笛
3 二次避難	① 担任等の指示・誘導で <u>校庭へ避難</u> ② 点呼・避難完了の確認 ③ 負傷者の確認 ④ 不明者の探索・救助	☐ M9.0で1mの津波が95分で到達すると予測されている ☐ 正確な情報収集 ・ 不明者は誰か（生徒、職員） ・ 地震発生時の居場所はどこか ・ 誰がどこへ行き、いつまで探すか（複数で対応）
4 南海本線より山側へ避難 (<u>新条小学校</u>)	① 避難場所と経路の指示 ② 点呼が完了した学年から順に出発（途中は、原則、学級単位で行動） ③ 先頭は首席、学年先頭は主任、学級先頭は担任、最後尾は管理職 ④ 避難経路の安全確保、負傷者の引率は、養護教諭及び副担任、支援学級担任	☐ 正門→石田運送前→高松診療所→春木若松町交差点→春木駅踏切→新条小学校 ☐ 火災や道路の被害状況をみて、より安全な避難経路を選択する
5 避難完了と解除	① 点呼・避難完了の確認 ② 保護者へ連絡 ③ 保護者への引き渡し ④ 情報収集 ⑤ 市教委への報告 ⑥ 避難解除の宣言	☐ メール等あらゆる手段で避難状況を保護者へ連絡 ☐ 保護者及び保護者が指定した者以外には引き渡しを行わない（引き渡し完了まで保護する） ☐ 引き渡し時には、「誰に、いつ、誰を」引き渡したかを記録

(2) 登下校中に発生したとき

措置の流れ	教職員・生徒の動き	留 意 点
1 登下校中の生徒への対応	① 津波警報が発令されたときは、家にも学校にも立ち寄らず、南海本線より山側へ各自で避難する ② 避難場所は新条小学校を基本とする	☐ こども110番の家等、近くの大人に救助を求める ☐ 春木地区は新条小学校へ避難することを家族と共有しておく ※ 平常時に指導を徹底しておく
2 校内生徒の避難	① 出勤している職員の指示に従い、一時避難および二次避難をする ② 授業中と同様の対応	☐ 新条小学校へ避難するとき、正門に、すでに避難済であることがわかる表示をする

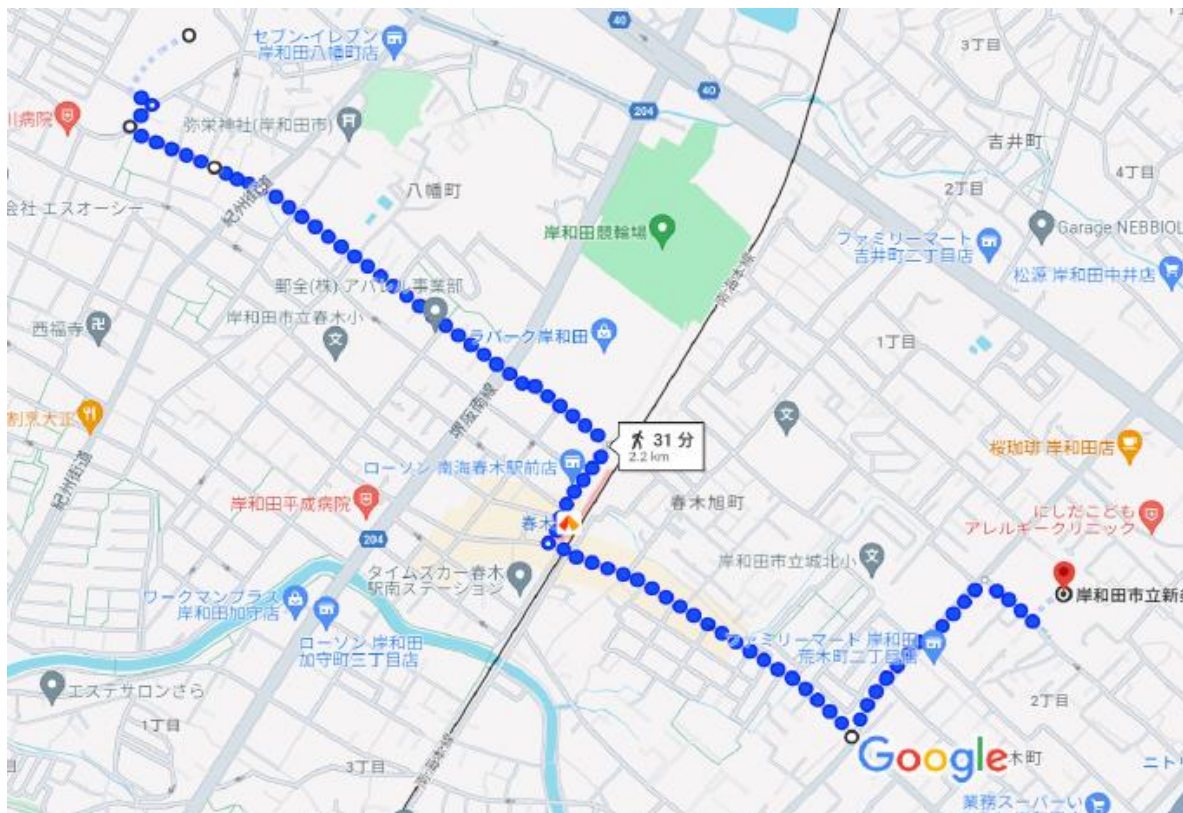
(3) 下校後～登校前・休日等に発生したとき

措置の流れ	教職員・生徒の動き	留 意 点
1 発生当日・翌日の対応	① 学校は臨時休業 ② 各地域の防災マニュアルに従う	☐ 校長は動員体制を決定・通知する
2 校内生徒の避難	① 部活動顧問等の指示に従い、一時避難および二次避難 ② 授業中と同様の対応	☐ 普段から部活動の出席者、人数を正確に把握しておく

6

新条小への避難経路図・避難誘導體制

(1) 基本的な避難経路図（被災状況に応じて変更可）

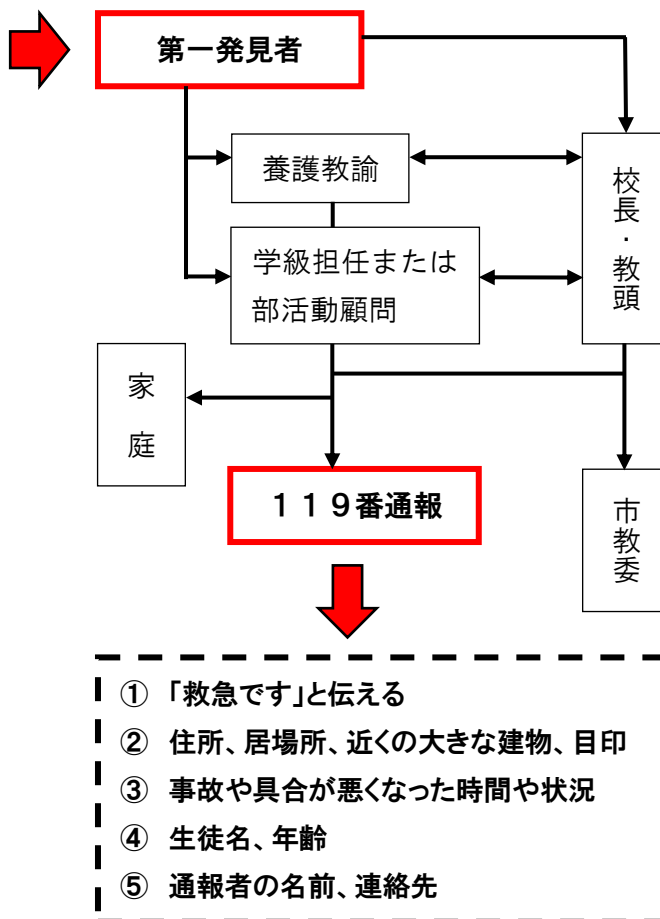


(2) 避難時の役割分担

役割	担当	備考
全体の指揮・命令	校長	（新条小への緊急連絡）
全体の連絡・調整・情報管理	教頭	保護者連絡、情報収集
誘導の指揮、情報管理（全体先頭）	首席	避難経路の安全確認・情報収集
学年の避難誘導・指揮（学年先頭）	学年主任	学年生徒の掌握・情報伝達
学級の避難誘導・指揮（学級先頭）	通常学級担任	学級生徒の掌握（連絡先持参）
避難経路の安全確保及び、 救護、負傷者の引率と安全確保	副担任 養護教諭 支援学級担任	（避難経路の交通整理） ※負傷者等の情報を 教頭または首席へ連絡
避難全般の補助（臨機応変な対応）	学年所属外	※生徒の安全確保最優先
避難全体の最後尾、公文書の搬出	事務・教頭	沿革史・卒業者台帳
校内の最終確認、緊急避難所の対応	校長・校務員	（危機管理課との対応）

(1) 次のときは、ためらわずに救急車を呼ぶ

- ☐ 交通事故
- ☐ 高所からの転落
- ☐ 水におぼれている
- ☐ 実験での薬品等による事故
- ☐ 呼吸停止または呼吸が弱い
- ☐ 心肺停止
- ☐ ショック症状(アレルギー症状含)
- ☐ 多量の出血
- ☐ 吐血や下血
- ☐ 広範囲のやけど
- ☐ 意識の障害
- ☐ 顔面のまひ
- ☐ けいれんが止まらない
- ☐ 冷や汗を伴うような強い吐き気
- ☐ 突然の激しい頭痛
- ☐ 突然の高熱
- ☐ 突然の手足のしびれ
- ☐ 胸や背中の中突然の激痛
- ☐ 突然の歩行困難



(2) 応急処置に必要なもの

- ① A E D → 職員室前方のスチール棚の中、オレンジ色のショルダーバッグ
- ② エピペン → A E Dのショルダーバッグについている黄色の小袋
- ③ 担 架 → 保健室の担架入れ
- ④ 救急バッグ → 職員室後方のスチール棚横
- ⑤ 内服薬 → アレルギー対応生徒が持っている緊急時の薬

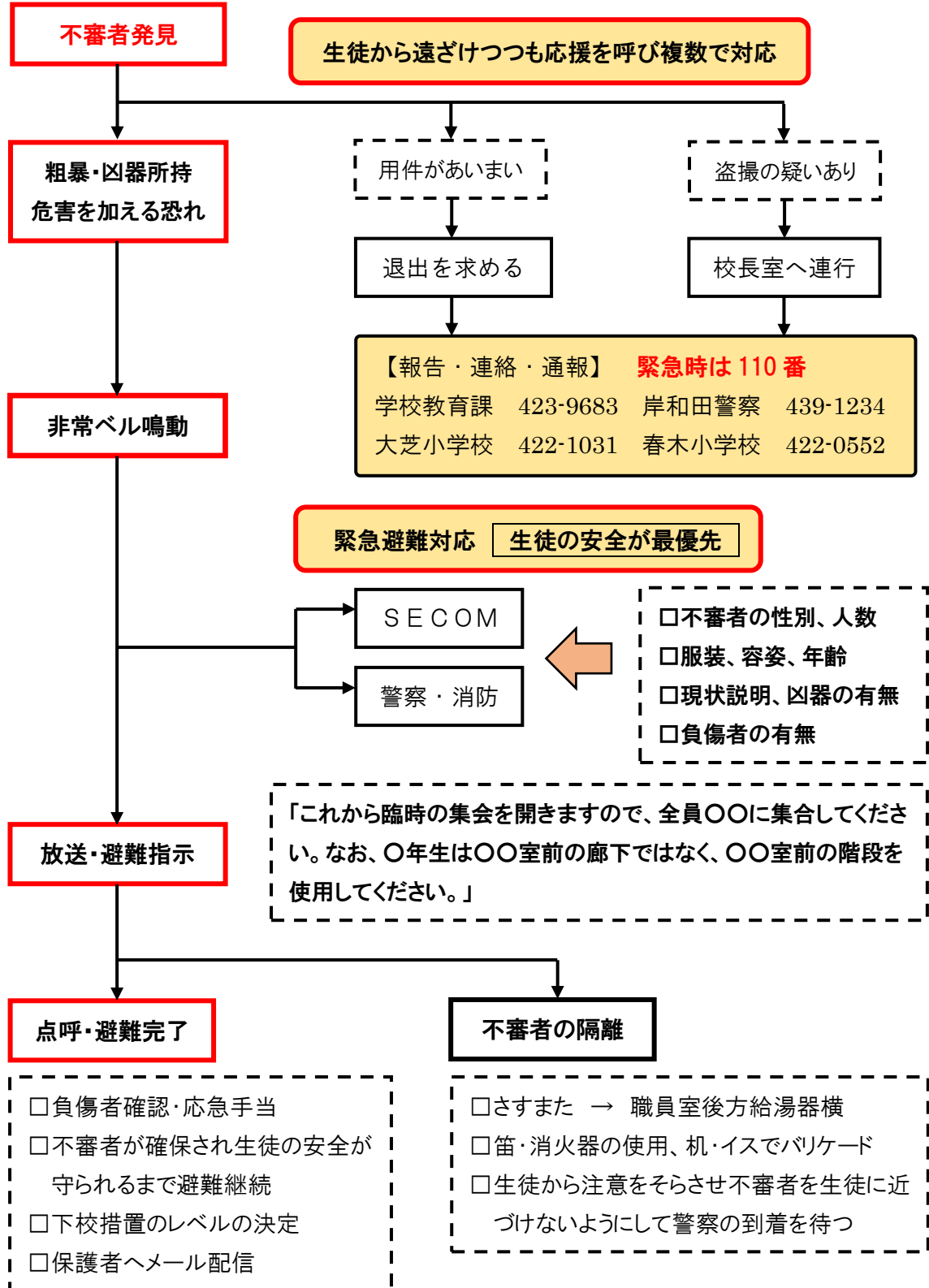
(3) 救急車到着までの対応

- ① 救急車の進入路に職員を配置して案内・誘導させる
- ② 状況把握と情報収集 ※ 可能ならば動画を撮影する。救急隊や医師が状態を理解しやすい。
 - ☐ 事故や具合が悪くなった状況 ☐ 救急隊が到着するまでの変化
 - ☐ 応急手当の内容 ☐ 持病・かかりつけの病院・普段飲んでいる薬・医師の指示
- ③ 家庭へ連絡して保険証や診察券、お薬手帳を持ってきてもらう

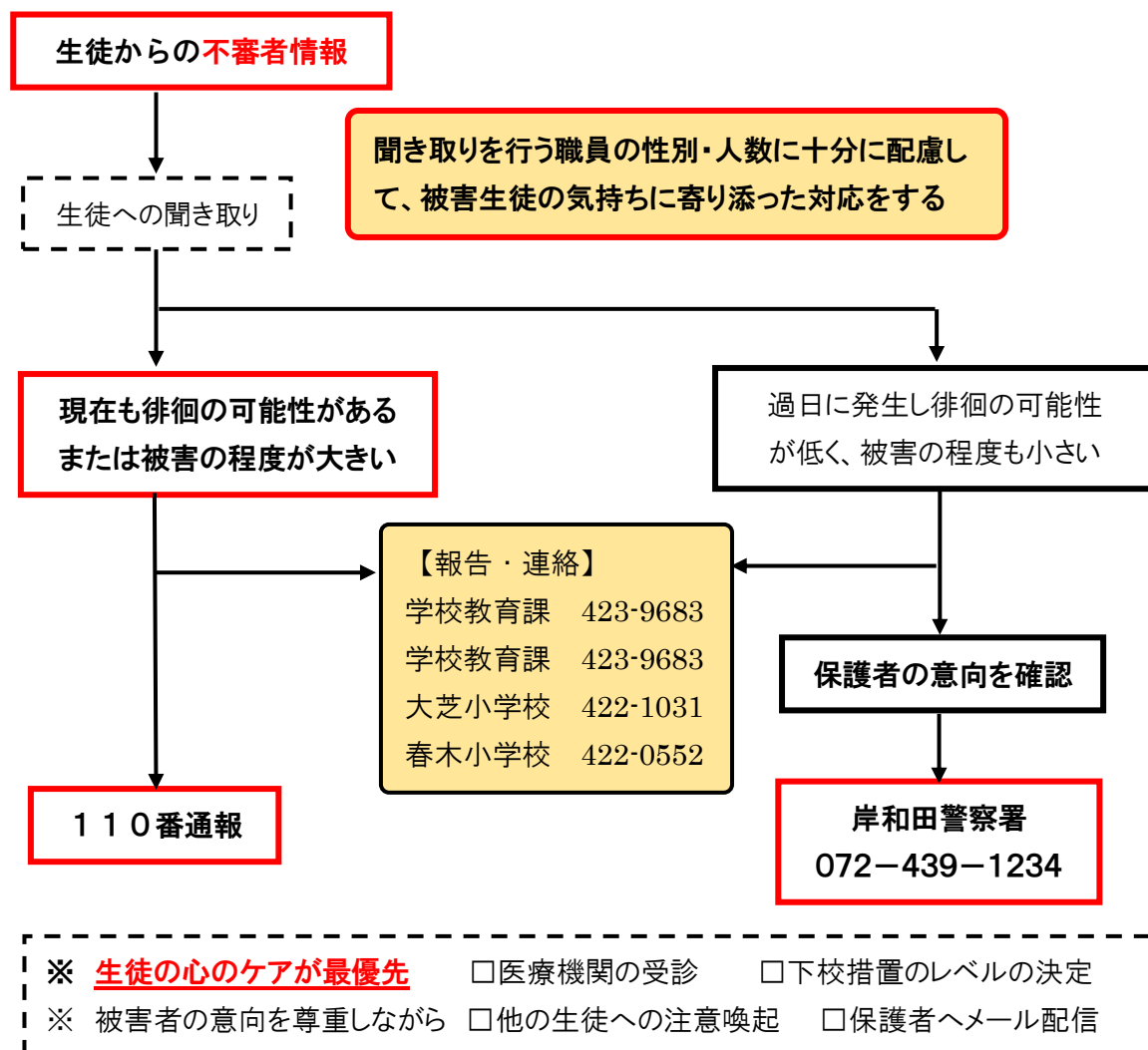
8

不審者への対応

(1) 学校に侵入したとき

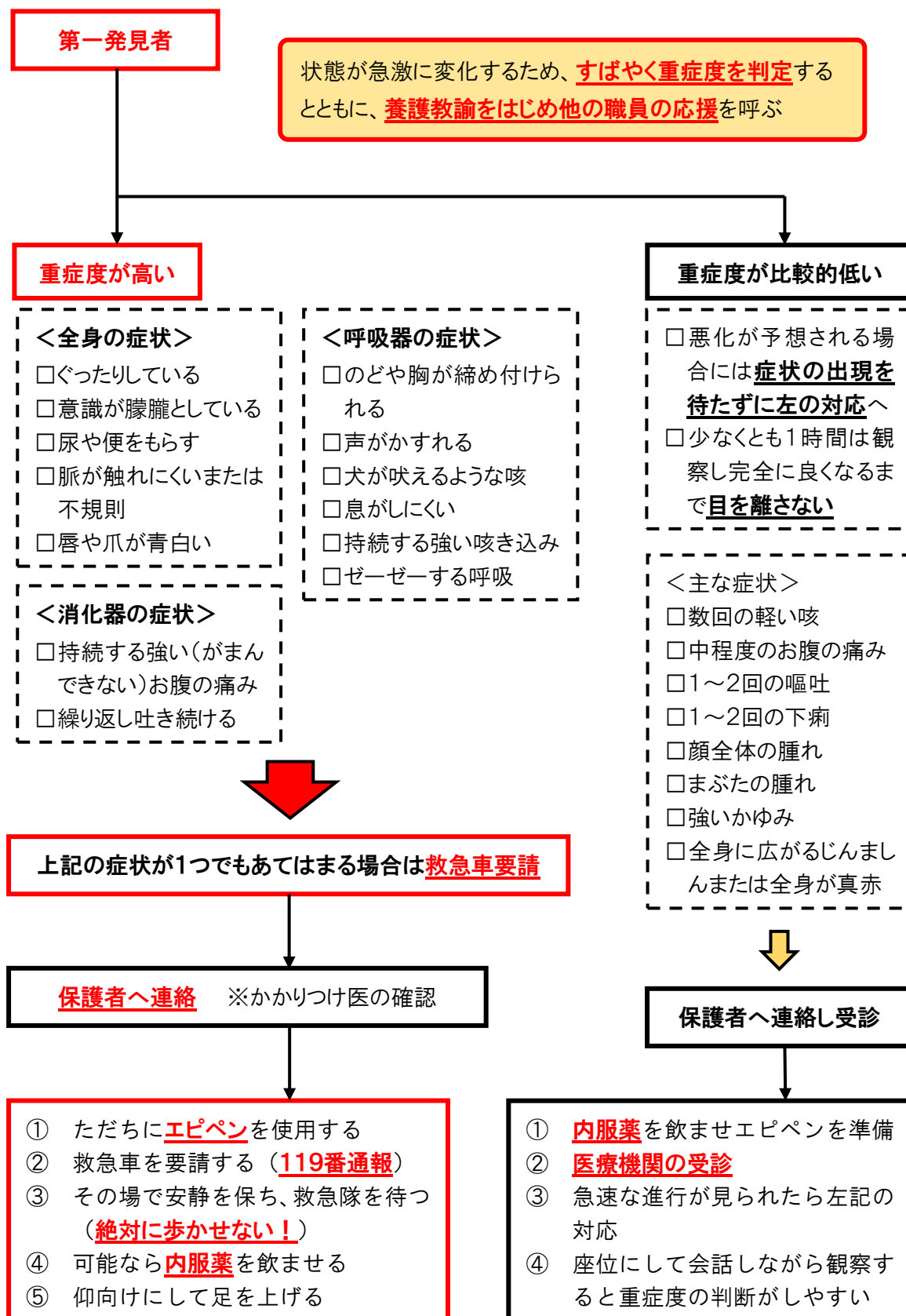


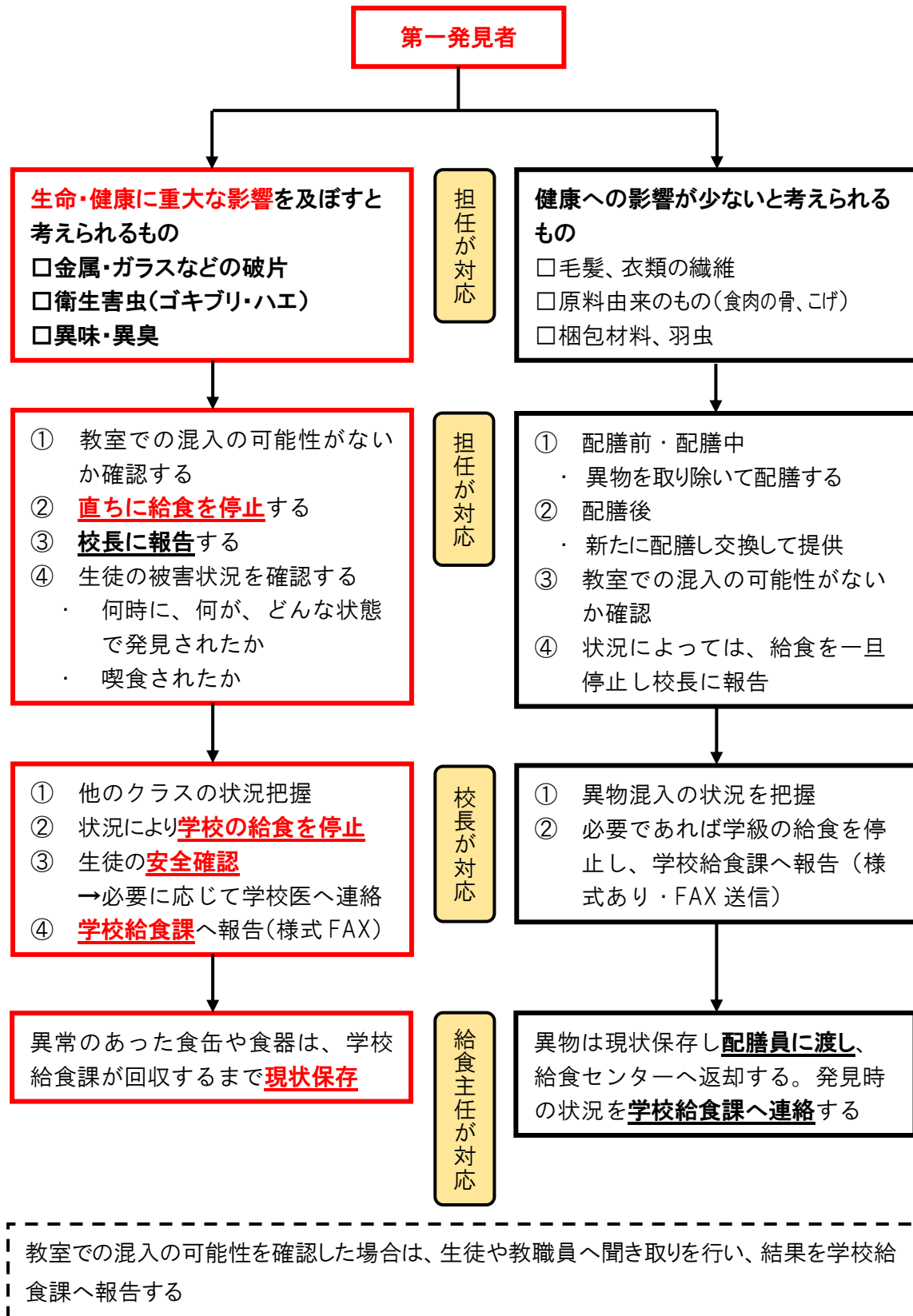
(2) 休日・登下校中に不審者に遭遇したとき



(3) 平常時に確認しておくポイント

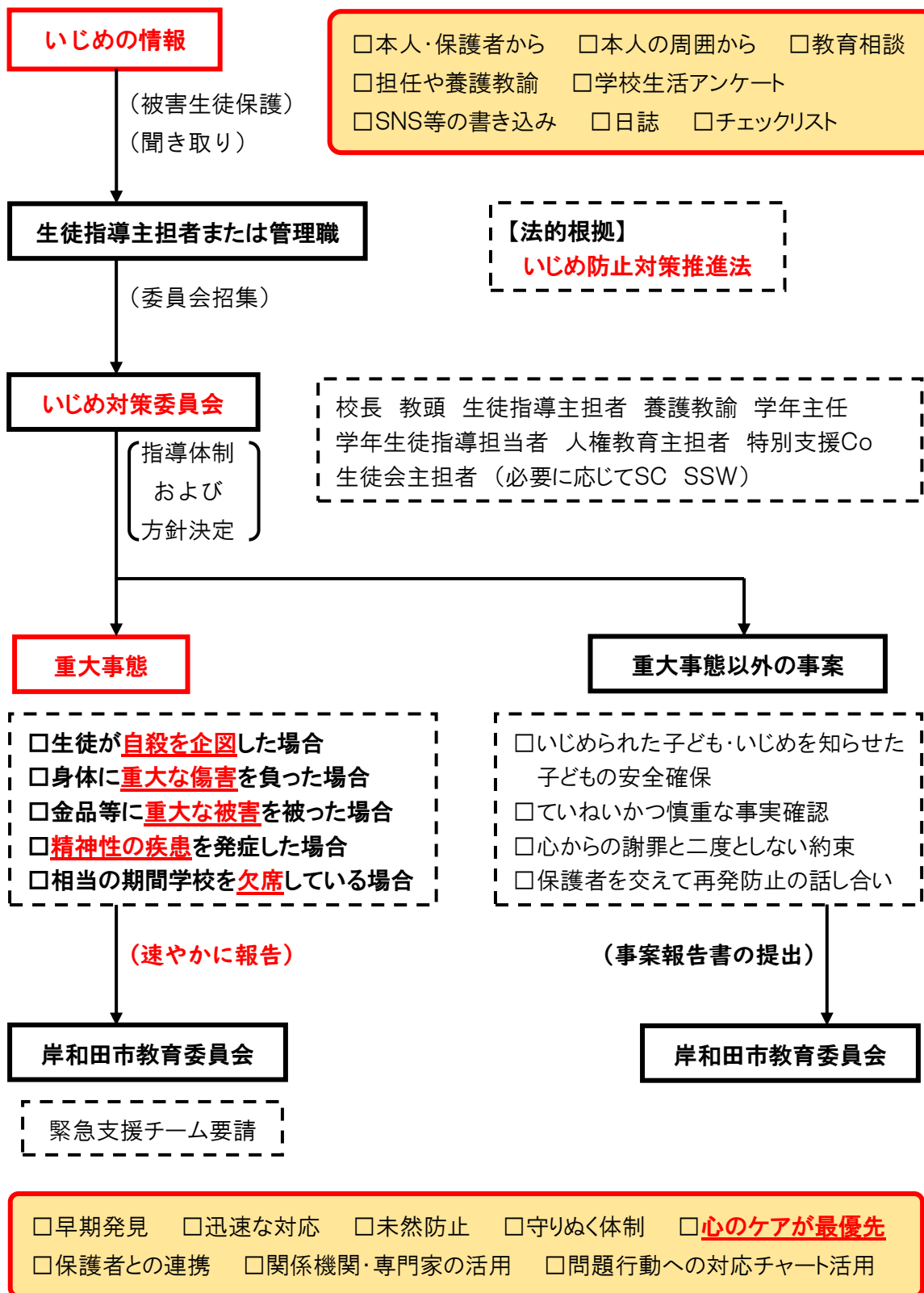
- ① 不審者対応に関するポイントについて、職員研修を実施（年度当初）
- ① 通用門は正門のみとし、登下校時以外は閉門しておく
- ② 正門以外は施錠しておく（「許可なく校内立ち入りを禁止する」看板の掲示）
- ③ 正門付近や校内で「来客者」に気づいた職員は、必ず声掛けをする
「こんにちは。ご用件をうかがいましょうか？」
- ④ 来客者には名札をつけてもらう（教頭機のうしろのスチール棚）
- ⑤ 不審者に遭遇した時の対応について生徒に周知徹底する（自分の身は自分で守る）
- ⑥ 地域との連携を図る（こども110番の家、見守り隊など）
- ⑦ 情報を入手できるようにする（安まちメールの登録）
- ⑧ 定期的に職員間で対応を確認する

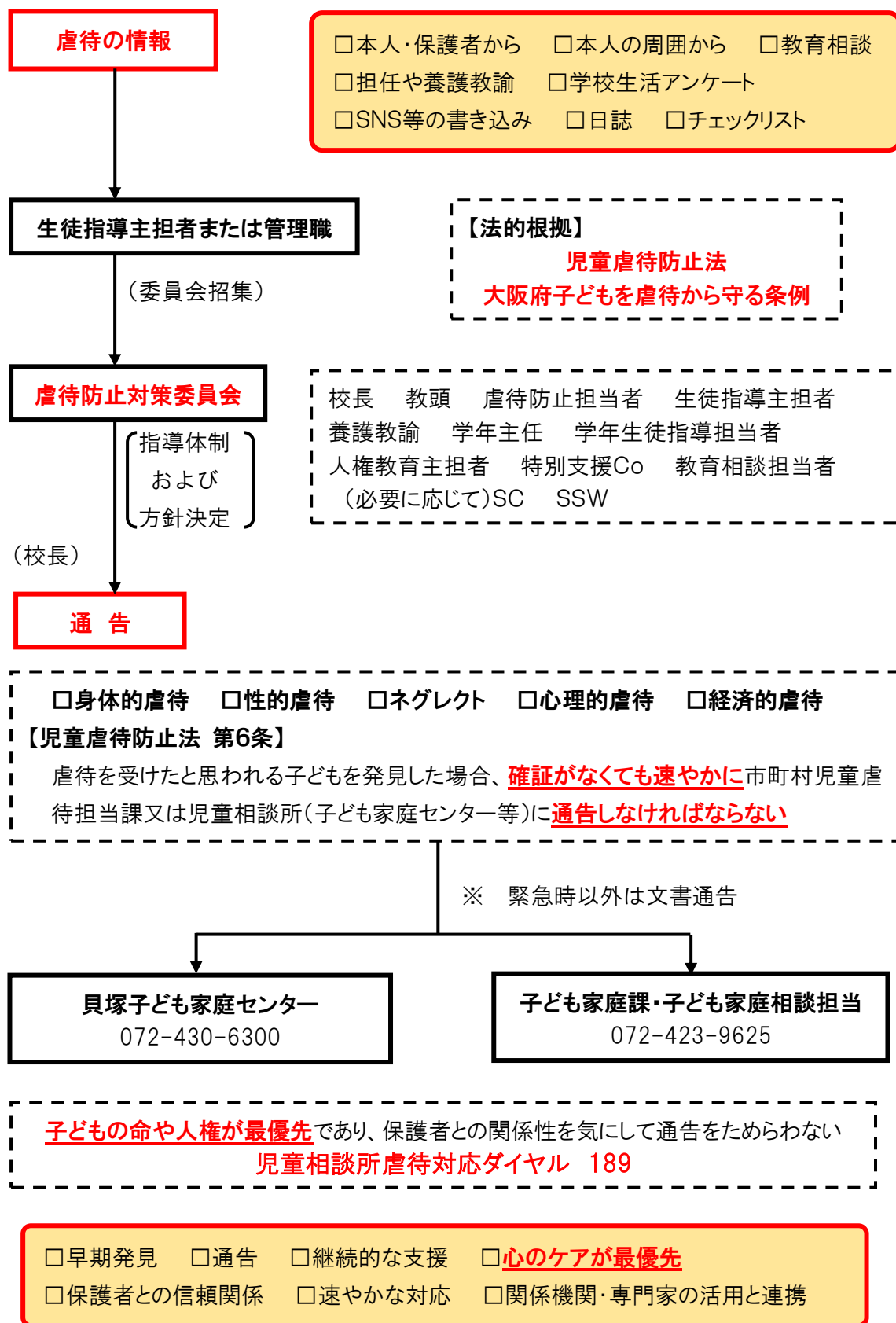




11

いじめへの対応





セクハラの情報

- ☐ 本人・保護者から ☐ 本人の周囲から ☐ 教育相談
☐ 教職員 ☐ 学校生活アンケート ☐ 相談機関

【参考】

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために」（大阪府教育委員会）

セクハラ相談窓口担当者・管理職

市教委・人権教育課

生徒のケア

- ☐ 被害生徒自身が自分を責めることがないように「あなたは悪くない」というメッセージを送る
☐ 二次被害に対して最大限の配慮をする
☐ SCや専門機関と連携して心のケアを最優先する

情報管理

- ☐ 被害生徒の人権・プライバシーを尊重する
☐ 情報提供者を保護する（氏名を明かさないなど）
☐ 噂や憶測が教職員や生徒間で流布しないようにする

聞き取り

- ☐ 複数の教職員で対応する ※ 最低1名は同性者
☐ 先入観をもって相談にのぞまない
☐ 情報管理に留意しながら第三者からも聞き取りをする
☐ セクハラに該当するか否かは被害生徒の判断が重要

保護者へ説明

- ☐ 被害生徒のケアを中心にした対応をする
☐ 事実の説明と誠意ある謝罪をする
☐ 学校の基本姿勢や今後の方針を伝える
☐ 保護者自身のケアにも留意する

被害生徒および保護者への謝罪

- ☐ 被害生徒・保護者の気持ちを最大限尊重する
☐ 事実関係の報告と学校としての謝罪（管理職）
☐ 加害職員による謝罪の場を設ける

Jアラート発令

【第1段階】

「ミサイル発射。避難してください。」

【第2段階】

「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります。」

- ☐ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する
- ☐ 近くの建物や地下へ避難する
- ☐ 適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る

自宅待機

【第3段階】

「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります。」

- ☐ 引き続き屋内に避難
- ☐ テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努める
- ☐ 行政からの指示に従う

大阪府下に落下した場合

臨時休業

【第4段階】

「ミサイルは〇〇海に落下した模様。」

- ☐ テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認
- ☐ 引き続き避難する必要なし

自宅待機解除
授業の繰上げ等